

共済懇話会ニュース No.2

(説明) 共済懇話会ニュースは、共済規制に関わる動向や新聞掲載された情報を参考にその概要をまとめました。また、これまでつながりを得た団体・個人グループなどの学習会等も紹介しています。

◆ 日欧 EPA の「大枠合意」を発表

日本政府は6月に日欧 EPA (日本・EU 経済連携協定) が「大枠合意」したと発表しました。外務省の発表内容では、金融・保険サービスについては具体的な内容の説明はなく、共済への影響の有無は判別できません。しかし、内田聖子氏 (アジア太平洋資料センター共同代表) の分析では、「民間保険会社と同等の規制を求め」と明記されていることが判明しています。日本政府には協議内容の開示が求められます。

◆ 日米二国間交渉で米国側が日米 FTA に言及

今年2月の日米首脳会談で、日米貿易協定を見込んだ二国間交渉をすすめることが合意されましたが、6月に米国議会下院の公聴会で米通商代表部 (USTR) 代表が「いつかの時点でFTAにつながるかもしれない」と述べていることが明らかとなりました (6/23 朝日新聞)。また、朝日新聞が行ったインタビューで前USTR 幹部は「合意したTPPは、本質的には日米のFTAだった」と発言しています。10月には第2回目の協議が予定されていますが、TPPの危険性があらためて裏付けられる発言であり、現在秘密裏にすすめられている日米二国間交渉の情報公開が強く求められます。

<http://www.asahi.com/articles/ASK6R2HRQK6RUHBI006.html>

http://www.asahi.com/articles/ASK5Q45SMK5QUHBI00G.html?iref=pc_rellink

◆ 金融庁が「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」を開催

金融庁は8月25日に「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」を設置し、引受保険金額および保険期間の上限を超える経過措置の延長について検討されました。同会議は9/1、9/12に開催され、現行措置をさらに5年間延長する報告書をまとめました。今後、臨時国会への提案が予定されています。

少額短期保険業者は2005年の新保険業法によって、「無認可共済」規制の中で創設されたカテゴリーで、家財保険やペット保険などが業者登録しており、9月1日時点で92業者が登録されています。

なお、認可特定保険業者については本則において「当分の間」事業を継続できるとされており、今般の会議では議論の対象外となっています。

◆ **共済研究会がシンポジウムを企画（12月2日開催予定）**

本間照光氏（青山学院大学名誉教授）、高橋巖教授（日本大学）が代表を務める共済研究会が、第8回目のシンポジウムを12月2日（土）に青山学院大学内にて開催します。今回は「協同の協同」をテーマに、2005年の新保険業法で自主共済が規制された事実や、TPP、日米二国間協定の中での共済規制の動きをあらためて学ぶとともに、さまざまな協同活動に取り組む個人・地域グループ・団体が問題意識を共有することが目的に掲げられています。シンポジウムには全国懇話会も参加し、2005年の自主共済規制から直近の共済規制の動きなどを報告する予定です。

共済の火を消してはならない！ パート8

シンポジウム「支え合う“協同の協同”という視野

～保険自由化・共済規制・TPPの経験、社会を運営する能力の共有～

日時：2017年12月2日（土） 午後

会場：青山学院大学（渋谷区） 6号館1階・第4号室（100名規模）